札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会の運営方法について

1 審議会運営の基本的な考え方

- (1) ビジョンの諮問から答申までの開催回数は、10回程度とする。
- (2) 議論の進捗状況によって、分野別またはテーマ別に専門的な議論を深める必要が生じた場合には、専門部会の設置を検討する。
- (3) ビジョン素案(骨子)及びビジョン原案等の作成に際して、起草委員会による検 計の必要が生じた場合には、同委員会の設置を検討する。

2 札幌市総合企画調査専門委員との関係

札幌市専門委員規則に基づき委嘱している札幌市総合企画調査専門委員(5名)について、審議会のワーキンググループとして位置付けを行い、事務局への指導、助言等を行っている立場で審議会に同席する。

3 市民参加との関係

無作為抽出した市民から選任した30人で構成する「将来の札幌を考える市民会議」をはじめ、「1000人ワールドカフェ」や「分野別ワークショップ」など、市民目線で検討した結果については審議会への報告を受けることとし、審議会ではこれらの報告内容をできるだけ尊重し、ビジョンの答申への反映に努める。

4 事務局との関係

札幌市市長政策室政策企画部企画課が審議会の事務局としての庶務を担当するもの とし、検討に当たってのたたき台、関連資料等の提供及び審議会開催に係る連絡調整 等を行う。

5 会議の公開

審議会は、札幌市の附属機関に該当し、札幌市情報公開条例第21条により、会議の公開について規定されていることから、会議を公開で行うとともに議事録についても公開する。